

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定しましょう！

従業員 30 人以上の企業は一般事業主行動計画の策定が必要です！  
※平成 29 年 4 月から県条例により義務化されました。

## 一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法では、従業員の仕事と子育ての両立など、働きやすい職場環境づくりを進めるための一般事業主行動計画を企業が策定することとされています。

平成 27 年 3 月の富山県条例の改正により、平成 29 年 4 月から、計画の策定義務対象が従業員（常用雇用者）30 人以上の企業に拡大されました。

未策定の企業は速やかに計画を策定していただく必要があります。

## ＜一般事業主行動計画の3つのポイント＞

企業（事業主）が策定する行動計画の基本は3つです。

①計画期間を定める

②1 つ以上の目標を定める

【目標の具体例】

- ・両立支援制度（育児・介護休業、子の看護休暇制度など）の周知
- ・子の出生時に父親が取得できる休暇制度の整備
- ・ノー残業デーの実施
- ・年次有給休暇取得促進のための措置の実施 など

③目標を達成するための対策と実施時期を定める

詳しくは厚生労働省の HP をご活用ください！

「両立支援のひろば」HP ➡ <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

（計画作成例）

2024年〇月〇日 株式会社〇〇〇	
1 計画期間	2024年4月1日 ～2026年3月31日
2 内容	(1) 目標 <input type="text"/>
	(2) 対策
	2024年4月 現状分析
	2024年7月 従業員へのヒアリング
	2024年7月 実施内容について検討
	2024年8月 制度を導入
	2024年8月 制度について従業員に周知

## 行動計画策定のメリット

○働きやすい職場という企業のイメージアップが図られます。

○「両立支援等助成金（厚生労働省）」の対象となり、育児休業等への助成が受けられます。

○一定の要件を満たした場合に、株式会社日本金融公庫が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」の基準利率引き下げを受けられます。

○次世代法に基づく「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を取得すると上限 50 万円の助成金の支給があります（「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」（内閣府））。

## 行動計画策定後には届出・公表を

・策定されましたら、富山労働局へ届け出てください。

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5

富山労働局雇用環境・均等室 TEL076-432-2740

・計画の公表、御社のPRに県の「元気とやま！子育て応援企業」登録制度をご活用ください。

働き方改革・女性活躍応援サイト「Good!!Work&Life とやま」HP

➡ <https://good-work-life-toyama.jp/>

一般事業主行動計画の策定についてお困りの方はご相談ください

計画策定支援のため、社会保険労務士の資格をもつ

『両立支援・女性活躍推進員』にご相談ください。

富山県社会保険労務士会 076-441-0432